

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年11月1日に、資格喪失日に係る記録を48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、47年11月は2万2,000円、同年12月は3万円、48年1月から同年4月までは3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から48年5月1日まで

年金受給手続の際、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社に勤務していたことは確かであり、申立期間の給料計算書を所持しているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚5人は、いずれも申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、連絡が取れた同僚3人のうち2人は、「申立人が同社に勤務していたことを覚えている。」と証言していることから、申立人は、当該期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給料計算書によると、昭和47年11月は基本給に、同年12月から48年4月までは給与総支給額にそれぞれ見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人、前述の同僚3人及び従業員1人が記憶する申立期間当時のA社の従業員数は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における当該期間当時の被保険者数とおおむね一致していることから、当該期間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたもの

と推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料計算書の厚生年金保険料控除額から、昭和47年11月は2万2,000円、同年12月は3万円、48年1月から同年4月までは3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年11月から48年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 29 日まで
ねんきん定期便により、A事業所に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が低くなっていることが分かった。

申立期間当時の給与明細書は保管していないが、職人になった昭和 45 年 4 月から給与手取額が 10 万円だった記憶があり、給与総支給額は 14 万円ぐらいだったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 45 年 4 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 46 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 47 年 9 月までは 6 万 8,000 円、同年 10 月から 48 年 7 月までは 7 万 6,000 円、同年 8 月から 49 年 7 月までは 8 万 6,000 円とされているところ、申立人は、「給与手取額が 10 万円だった記憶があり、給与総支給額は 14 万円ぐらいだったと思う。」と申し立てている。

しかしながら、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡していることから、当該期間当時における申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、申立期間当時、申立人と同じ職種に従事していた従業員 7 人の標準報酬月額を比較したところ、申立人と同年齢で同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 1 人の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、他の従業員 6 人の標準報酬月額も、年齢や資格取得時期に応じて差異はあるものの、申立人と同様に推移していることが確認で

きる。

さらに、当時の最高等級の標準報酬月額は、昭和44年11月1日から46年10月31日までは10万円、同年11月1日から48年10月31日までは13万4,000円、同年11月1日以降は20万円となっているところ、申立人が主張する標準報酬月額（14万円）は、ほぼ最高等級を上回っており、前述の従業員7人の申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも申立人が主張する標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

加えて、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。